

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小郡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.6%
全職員	78.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	104.4%
本庁係長相当職	102.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	99.5%
26～30年	95.7%
21～25年	99.9%
16～20年	93.6%
11～15年	93.5%
6～10年	89.5%
1～5年	91.6%

【説明欄】

・「全職員」の男女の給与の差異は、女性の会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 会計年度任用職員について、正確な給与の差異の比較が困難である日額・時間額の職員を算定から除外している。
- * 会計年度任用職員について、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算し算定している。